

彦根市暴力団排除条例（解説）

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が市民生活および社会経済活動に介入し、市民等に多大な悪影響を与えている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、ならびに市の責務および市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年に対する教育等のための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等について定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民生活の安全と平穩を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

1 趣旨

この条例の内容を要約するとともに、その目的を規定するものです。

2 解説

(1) 近年、暴力団は、薬物の密売等伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力に加え、その組織実態を隠蔽しながら、建設業、不動産業、金融・証券市場への進出を図るなどし、企業活動を仮装した一般社会での資金獲得活動を活発化させています。

滋賀県内においても、平成22年に白昼の住宅街で暴力団関係者によるけん銃発砲を伴う殺人未遂事件が発生しており、暴力団が市民の安全で平穩な生活を脅かすとともに、社会経済活動の発展にも著しい悪影響を与えています。

このような厳しい暴力団情勢に鑑み、これらの不安要因を排除するために、市、市民、事業者、関係機関・団体が一体となって市民の生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、安全で平穩な市民生活を確保することなどをこの条例の目的とすることを明確に示すものです。

(2) 「市」とは、市役所、市教育委員会等の市の執行機関の全てをいいます。

(3) 「市民」とは、市内に住居(人の永続的な生活の本拠地をいい、住民登録の有無は問わない。)を有する者のほか、市外からの通勤者や通学者等市内における滞在者も含まれます。

滋賀県暴力団排除条例

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が県民生活および社会経済活動に介入し、県民等に多大な悪影響を与えている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、ならびに県の責務および県民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、暴力団の青少年への悪影響を防止するための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等について定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民生活の安全と平穩を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 市民等 市民および事業者をいう。

1 趣旨

この条例における用語の定義を規定するものです。

2 解説

- (1) 第1号の「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定されている「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」をいいます。
- (2) 第2号の「暴力団員」とは、法第2条第6号の規定のとおり、暴力団の構成員をいいます。
- (3) 第3号の「事業者」とは、事業を行う個人および法人をいいます。消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第2号に定める「事業者」と同義です。

滋賀県暴力団排除条例

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員および暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 県民等 県民および事業者をいう。
- (5) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設または施設の区画された部分をいう。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活および社会経済活動に悪影響を与える存在であるという社会全体の認識の下に、暴力団を利用しないこと、暴力団に協力しないことおよび暴力団と交際しないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民等、警察および法第32条の2第1項の規定により滋賀県暴力追放運動推進センターとしての指定を受けた者その他の関係機関・団体による相互の連携協力の下に推進されなければならない。

1 趣旨

彦根市からの暴力団の排除を推進する上での基本理念について規定するものです。

2 解説

【第1項関連】

- (1) 暴力団が市民生活および社会経済活動に悪影響を与える存在である」とは、
暴力団は、法第2条第2号のとおり、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」であること
暴力団は、市民に対する卑劣な暴力、示威活動などにより、市民の安全で平穏な生活を脅かしている存在であること
暴力団は、組織的に行使する暴力とその威力を利用して資金獲得活動を行っており社会経済の健全な発展に悪影響を及ぼす存在であること
などをいいます。
- (2) 「社会全体の認識の下」とは、警察を含めた行政、関係機関、地域住民、地域社会、関係団体、事業所等が上記の「暴力団が市民生活および社会経済活動に悪影響を与える存在である」ということを社会全体の共通認識として持つことをいいます。
暴力団は、時代の変化に合わせ、組織実態や活動実態・形態を潜在化、不透明化させ、加えて資金獲得活動を多様化させるなどしており、これに的確に対応するためには、更なる警察の取締り強化と並行し、行政、地域住民、地域社会等が一層の連携強化を図り、社会全体で暴力団を孤立させていく「社会対暴力団」という構図の確立が不可欠で、社会全体として暴力団に対抗していくことが重要となってきたことを受け、規定するものです。
- (3) 「暴力団を利用」とは、暴力団が保有する組織としての威力、人員、金銭その他一切のものを利用することをいいます。この条例の第11条および第12条で禁止する暴力団の威力の利用はもちろんのこと、暴力団員を組織的な労働力として利用する場合等も当該「暴力団の利用」に当たります。
- (4) 「暴力団に協力」とは、暴力団が組織的に行う不法行為に協力することだけでなく、暴力団の合法的な行為に対する協力も含まれます。
- (5) 「暴力団と交際」とは、暴力団員と頻繁に会食し交友を深めたり、暴力団が主催するゴルフコンペに出席することなどをいい、暴力団という組織との付き合いも含まれます。
暴力団の利用、暴力団への協力および暴力団との交際は、必ずしもすべて悪質な行

為であるとは限りませんが、暴力団の反社会性に鑑み、彦根市から暴力団の排除を推進する上での市民等の基本的な在り方として、「暴力団を利用しないこと、暴力団に協力しないことおよび暴力団と交際しないこと」を規定するものです。

【第2項関連】

- (6) 「関係機関」とは、国、県等の関係行政機関をいいます。
- (7) 「関係団体」とは、犬上・彦根暴力追放住民会議等、地域・職域の暴力団排除活動を行う団体等をいいます。
- (8) 「相互の連携協力の下に」とは、組織的に活動する暴力団に対して、市や県をはじめ、市民等すべてが一丸となり、暴力団の排除に取り組むべき姿勢を示すものです。

滋賀県暴力団排除条例

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が県民生活および社会経済活動に悪影響を与える存在であるという社会全体の認識の下に、暴力団を利用しないこと、暴力団に協力しないことおよび暴力団と交際しないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、県、県民等、関係機関および法第32条の2第1項の規定により滋賀県暴力追放運動推進センターとしての指定を受けた者その他の関係団体による相互の連携協力の下に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

1 趣旨

暴力団排除のための市の責務を明示したもので、市民等や関係機関と連携して、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することについて規定するものです。

2 解説

「暴力団の排除に関する施策を総合的に推進する」とは、市の事務および事業からの暴力団排除、青少年に対する教育等のための措置、暴力団の排除のための活動に関する知識の普及を図るなど、多種多様な施策を行うことをいいます。

滋賀県暴力団排除条例

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

（市民等の役割）

- 第5条 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携協力しながら取り組むよう努めるものとする。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業により暴力団を利することとならないようにするものとする。
- 3 市民等は、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるとともに、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、市および警察に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

1 趣旨

暴力団の排除に関する市民等の役割の重要性に鑑み、第1項において市民等の役割、第2項において事業者の役割、第3項において市民等による市の暴力団排除施策への協力と暴力団の排除に資すると認められる情報の提供に関する努力義務について規定するものです。

暴力団の排除を実現するためには、警察の取締りを含む行政機関の努力だけでは不十分であり、市民等が市や関係機関等と相互の連携協力を図り、社会全体で暴力団を孤立させていく、いわゆる「社会対暴力団」という構図の確立が不可欠で、社会全体が一丸となった活動を展開すべきであることを規定するものです。

2 解説

【第1項関連】

- (1) 「相互に連携協力をしながら」とは、第3条の解説(8)の「相互の連携協力の下に」と同様の趣旨であり、市民等が一丸となり、暴力団の排除のための活動に取り組むべき姿勢を示すものです。

【第2項関連】

- (2) 第2項については、事業者が社会的責任を果たし、その事業が暴力団を利することのないよう、事業者の役割を明確に規定するものです。

事業者が事業を営むに当たって、当該事業から暴力団の排除のための取り組みを推進していくことは、業務の健全性および適切性を確保し、社会的責任を果たすために重要かつ必要なことであり、さらには企業防衛の観点からも不可欠なものです。しかし、暴力団の活動実態の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を背景に、潜在化した暴力団によって、銀行融資取引、証券取引または不動産の賃貸契約・売買取引が行われるなど、事業者が暴力団を利するとの認識がないまま、そのような取引が行われ、これが暴力団の排除を阻害する要因にもなっていることから、このように規定するものです。

- (3) 「事業者」とは、第2条の解説(3)のとおり、個人事業者(事業を行う個人)と法人をいいます。

- (4) 「事業」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体をいいます。営利の要素は必要とせず、前段階にあたる「事業の準備」も、当然に「事業」に含まれます。

この「事業の準備」については、具体的な場合において諸般の事情を勘案して決め

られることとなりますが、少なくとも「事業の準備」であることが客観的に認められ得る程度になされていることを必要とします。ただ単に事業の実施者の主観においてのみ存在するような程度、例えば実施者が単に実施しようとして内心で考えていたという程度では足りませんが、その事業のための調査活動を実施した場合、事業のためにすでに従業員との雇用契約を結んでいる場合、事業の宣伝に着手しているような場合等については、「事業の準備」に当たると解されます。

- (5) 「その行う事業により暴力団を利すること」とは、事業者が暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、事業者に認識がなく行う行為も含まれます。

具体的には、暴力団員を雇用・使用すること、暴力団員と下請契約や資材・原材料の購入契約等を締結することなど、直接的に暴力団に利益を与える行為のみならず、暴力団員が経営に参画している企業を取引相手に紹介することなど、間接的に暴力団に利益を与えるような行為も含まれます。

【第3項関連】

- (6) 第3項については、市民等が、社会生活を営む上で暴力団に関する様々な情報を得ていることが考えられ、こうした市民等からの情報の提供を施策等に反映させて、効果的な暴力団の排除を推進するため、暴力団の排除に資する情報を知ったときの市や警察署への提供について規定するものです。

- (7) 「暴力団の排除に関する施策」とは、第4条の解説のとおりです。

- (8) 「協力する」とは、市等が実施する暴力団の排除に関する行事(集会等)や広報啓発活動等に参加することなどをいいます。

- (9) 「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、暴力団の犯罪に関する情報のみならず、暴力団の集金システムに関する情報等の暴力団の活動実態に係る情報、暴力団事務所の所在地等の暴力団の組織実態に関する情報等であって、市民等の常識的な判断によって暴力団の排除に資すると認められるものをいいます。

当該情報の例としては、

暴力団A組は、B地区の飲食店からみかじめ料を徴収している。

企業Cが、地元対策費と称して暴力団D会に利益を供与しているとの話を聞いた。

企業Eは、暴力団F組の関係企業ばかりを下請けに参入させている。

Hマンションの2階には、I組の関係者が多数出入りしており、I組の事務所があるかもしれない。

暴力団J組の幹部Kは、最近更迭され、後任に組員Lが抜てきされた。

などが挙げられます。

滋賀県暴力団排除条例

(県民等の役割)

第5条 県民等は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携協力しながら取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業により暴力団を利することとならない

- ようにするものとする。
- 3 県民等は、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるとともに、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

（市の事務および事業における措置）

第6条 市は、建設工事その他の市の事務または事業により暴力団を利用することとならないよう、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

1 趣旨

暴力団の排除を率先して行うべき市が、その実施する事務または事業において、暴力団を利用することとならないよう、市が暴力団員や暴力団と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させないなどの必要な措置を講ずることを規定するものです。

2 解説

(1) 市が実施する全ての事務および事業が暴力団を利用することは許されないことから、市が実施する事務および事業の全般から暴力団を排除するために、市が必要な措置を講ずることを明文化するものです。

(2) 「建設工事その他の市の事務または事業」とは、市が発注する建設工事のみならず、市が実施する事務または事業の全てをいいます。

(3) 「市の事務または事業により暴力団を利用する」とは、市の事務または事業を通じ暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、そのような認識がなく行う行為も含まれます。

(4) 「暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者」とは、
暴力団員が役員となっている事業者
暴力団員の親族等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
不正に財産上の利益を得るためまたは債務の履行を強要するため、暴力団関係者を使用する事業者
暴力団関係者に対して不当に金銭等財産上の利益を供与する事業者
暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している事業者
暴力団関係者と知りながら、これを不当に利用する事業者
などが挙げられます。

(5) 「市が実施する入札に参加させない」とは、具体的には、「建設工事等に係る事業者の入札参加停止基準に規定する措置」等をいいます。

(6) 「必要な措置」とは、市の事務または事業の相手方が暴力団または暴力団員と密接な関係を有する事業者でないことの確認や、要綱等に基づく入札参加停止の措置のほか、契約後に暴力団関係者であることが判明した場合の解除権の設定等、あらゆる事務または事業から暴力団の排除が円滑に推進されるための措置が考えられます。

ただし、市の事務および事業のなかには、制度の趣旨に鑑みれば、事務または事業の相手方が暴力団員であることのみをもって一律に排除することが適当でないものや、市が行う許認可事務であるものの、欠格事由は法律によって定められ、暴力団員であることは法律上の欠格事由に該当しないものなども考えられ、このような場合にお

いては、

法律等により、委任された事務等であるか(暴力団の排除に関し、市が裁量権を有するか否か)

当該事務等に関し、暴力団の関与の実態があるか

当該事務等の性質上、暴力団の利益となる可能性があるか

暴力団の排除の実効性はあるか

等を勘案した上で、それぞれの事務または事業ごとに適切な「必要な措置」を講ずることとなります。

滋賀県暴力団排除条例

(県の事務および事業における措置)

第6条 県は、建設工事その他の県の事務または事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

（市民等に対する支援）

第7条 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携協力しながら取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

1 趣旨

市が、市民等による暴力団の排除の活動に資するため、市民等に情報の提供その他の必要な支援を行うことや、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携して、その安全の確保に配慮することを規定するものです。

2 解説

(1) 暴力団の排除のための活動を行うにあたり、市民等が独自の力で行おうとしても、必要な情報やノウハウを保有しないため、実効性の高いものとするのが一般的には困難です。

こうした状況を打開するため、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携協力しながら取り組むことができるよう、情報の提供その他の必要な支援等を行うことを規定するものです。

【第1項関連】

(2) 「情報の提供」とは、

暴力団の活動の実態についての情報
暴力団員の不当要求の実態
暴力団の排除事例

などの暴力団の排除のための活動に資する情報の提供をいいます。

(3) 「その他の必要な支援」とは、市民等が推進する暴力団の排除のための活動に資する活動全般を指し、具体的には、暴力団員に対する対処方針および対処方法に関する助言および指導などをいいます。

【第2項関連】

(4) 第2項は、暴力団の排除の活動を行う者は、暴力団の組織力を背景とした暴力等により危険にさらされるおそれがあるため、市民等が安心して暴力団排除のための活動に取り組めるよう安全確保に配慮する市の義務を定めるもので、法第32条第2項に規定される「国及び地方公共団体の責務」から導かれるものです。

(5) 「暴力団の排除のための活動」とは、行政機関等が主催する暴力団排除のための集会等に参加すること、事業者がその事業活動において暴力団排除を実施すること、市民が地域において暴力団排除のための活動を実施すること等、暴力団をけん制し、または打撃を与える効果が期待できるあらゆる活動をいいます。

(6) 「安全の確保に配慮」とは、暴力団から危害を加えられるおそれがある者に対して、

警察に保護措置をとるよう要請する等の措置をとることが考えられます。

滋賀県暴力団排除条例

（警察による保護措置）

第7条 警察本部長は、暴力団の排除のための活動をしたこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認める者に対し、警察官による警戒等その者の保護のため必要な措置を講ずるものとする。

（県民等に対する支援）

第8条 県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であって、暴力団の排除に資すると認められるものを提起し、または提起しようとする者に対し、当該訴訟に関し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項に定めるもののほか、県民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携協力しながら取り組むことができるよう、県民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（広報および啓発）

第8条 市は、市民等が暴力団の排除の重要性について理解を深め、暴力団の排除の気運が醸成されるよう、広報および啓発を行うものとする。

1 趣旨

市民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるために、市が広報及び啓発を行うことを規定するものです。

2 解説

(1) 暴力団の排除を実現するためには、市民等が自主的かつ組織的に暴力団の排除のための活動に取り組むことが必要であることから、市民等にその重要性について理解を深めてもらうために市が広報および啓発を行うことを規定するものです。

(2) 「広報および啓発」とは、暴力団の排除を目的として開催する集会等、暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及や暴力団の排除の気運が醸成されるような活動をいいます。

滋賀県暴力団排除条例

（広報及び啓発）

第9条 県は、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深め、暴力団の排除の気運が醸成されるよう、集会の開催等により広報および啓発を行うものとする。

(市の公の施設の使用の不承認等)

第9条 市長もしくは教育委員会または地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、同法第244条第1項の規定により市が設置した公の施設の使用の申請があった場合または当該公の施設の使用の承認をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の承認または承認の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用の申請について承認をせず、または当該使用の承認を取り消すことができる。この場合において、当該不承認または承認の取消しの処分は、当該公の施設の使用の承認または承認の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

1 趣旨

暴力団員が市の公の施設を利用することにより、暴力団に利益をもたらすことがないよう必要な措置を講ずるものとして規定するものです。

市の公の施設の利用に関する事務も、市の事務および事業の一つですが、市民の税金により設置された公の施設が暴力団の活動に利用されることは断じて阻止しなければならないのはもちろん、市の施設において、法要等の義理かけ行為等暴力団の資金獲得および示威活動を容認することは、暴力団排除活動を推進させていく市の立場を明確にするためにも避けなければならないことから、第6条の市の事務および事業における措置から特化して規定するものです。

2 解説

(1) 「地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者」とは指定管理者制度により管理を行っている法人等をいいます。

地方自治法第244条の2第3項

「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」

指定管理者制度について

民間の能力や経験を活用することにより、市民サービスを向上させるとともに、可能な限り競争を導入することによって、経費の節減を図るなど、効率的かつ効果的な施設管理運営を目指すことを目的として、公の施設に同制度を導入しているもの。

(2) 「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定により市が設置した公の施設」とは、市が所有する行政財産のうち、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための目的で設置されている施設をいい、直営、または指定管理者により管理されている施設をいいます。

彦根市が管理する公の施設

ひこね市文化プラザ、彦根城博物館、彦根市立図書館、彦根市民体育センター
彦根市男女共同参画センター、彦根市農村環境改善センター、荒神山自然の家
ひこね燦ばれす 等

- (3) 「当該公の施設の使用の承認および取消しについて定める他の条例」について
これまで、市が設置した公の施設については、それぞれ「 の設置および管理に関する条例」(以下、「設置管理に関する条例」という。)中に、施設の利用の不承認事由の一つとして、「集团的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき」または「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員の利益になるおそれがあると認めるとき」等を規定し、暴力団排除条項を盛り込んでいます。
- (4) 「使用について承認をせず、または承認を取り消すことができる」場合については、あくまでも暴力団の活動に利用されると認める場合に限るものです。例えば、公の施設内で暴力団員が多数集まり、組織の祭典等を行うことなどがそれにあたり、よって、暴力団員が個人的に市立の体育館を利用するような場合は、暴力団の活動に利用される場合ではないことから、本条に該当しないこととなります。
- (5) 「当該公の施設の使用の承認または承認の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす」について
これまで、市が設置した公の施設については、それぞれ設置管理に関する条例により、使用の承認または承認の取消し、取消し等に係る相手方の原状回復義務について規定されているところですが、本条例に基づく施設の使用の不承認等についても、それぞれの施設の設置管理に関する条例に基づいてなされた処分とみなし、その適用を受けることとしています。この場合、例えばある施設の使用について本条例の規定に基づきその承認を取り消した場合においても、使用者に当該各施設の設置管理に関する条例において規定されている原状回復義務が生じることとなります。

滋賀県暴力団排除条例

(県の公の施設の使用の不承認等)

第11条 知事もしくは教育委員会または地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、県が設置した公の施設の使用の申請があった場合または当該公の施設の使用の承認をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の承認または承認の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用の申請について承認をせず、または当該使用の承認を取り消すことができる。この場合において、当該不承認または承認の取消しの処分は、当該公の施設の使用の承認または承認の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

（青少年に対する教育等のための措置）

第 10 条 市は、その設置する中学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する中学校をいう。)において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、および暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう、適切な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、および暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対して指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、市は、青少年の育成に携わる者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

1 趣旨

青少年が暴力団へ加入することの防止および暴力団が介在する犯罪に巻き込まれないよう、市が中学校において教育を行うことおよび青少年の育成に携わる者に対して、市が支援等を行うことを規定するものです。

2 解説

(1) 暴力団は社会に悪影響を与える存在ですが、暴力団専門誌、暴力団員を主人公とした映画等が多数存在するなど、一部では暴力団を美化する風潮があります。

このため、それらの影響を受けやすい青少年に対し、暴力団の真の実態等を認知させることにより、暴力団に対する誤った認識を払拭させ、暴力団犯罪に巻き込まれること、または暴力団に加入したりすることを防止する必要があります。

(2) 青少年に対する指導等を推進することは、将来における暴力団加入者を減少させ、暴力団の組織を弱体化に導くことや、青少年の福祉を害する犯罪実態を正しく認識させ、暴力団が資金獲得のために介在する犯罪から青少年を守るためには極めて重要です。

(3) 教育の対象を中学校の課程とした理由は、

中学校の生徒の年齢であれば、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることについて十分に理解することが可能であること

中学校の生徒の年代は、特に周囲の環境の影響を受けやすいこと

中学校の時代に暴走族への加入等非行に走ることが比較的多く、その後、暴走族等での友人・知人を介しての暴力団への加入が多いこと

などです。

【第 1 項関連】

(4) 「暴力団に加入せず、および暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための教育」とは、暴力団の実態、暴力団の悪性、暴力団犯罪の特徴等を理解させることを目的とした教育であり、教職員が実施する教育に限らず、警察職員の派遣を受けての教育等も含まれます。

(5) 「適切な措置」とは、青少年に対する助言、指導が円滑に推進されるために講ずべき措置をいい、青少年に対する暴力団犯罪、暴力団への加入事実等を認知した場合の早期の警察等に対する情報の提供等も含まれます。

【第2項関連】

- (6) 「青少年の育成に携わる者」とは、青少年の保護者や青少年を雇用している職場において青少年を指導監督する立場にある者に限らず、その他青少年に対し助言および指導できる立場にある者を広く含みます。例えば、地域防犯活動団体、自治体の職員、PTAの役員等が含まれます。
- (7) 「指導、助言」とは、例えば、
暴力団関係者が経営する飲食店等を客として利用したりしないよう助言すること
暴力団の資金源となる薬物の乱用や暴力団の影響を受けやすい暴走族への加入を阻止するため指導すること
などをいいます。
- (8) 「必要な支援」とは、青少年の育成に携わる者が指導等を行うために必要な支援であり、暴力団の現状や暴力団犯罪の実態等の教育に必要な資料や啓発教材等の提供、講師派遣等、市が実施する支援全般をいいます。

滋賀県暴力団排除条例

(青少年に対する教育等のための措置)

- 第13条 県は、学校教育法第一条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(中学部及び高等部に限る。)および高等専門学校ならびに同法第124条に規定する専修学校(高等課程に限る。)において、その生徒または学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、および暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう、適切な措置を講ずるものとする。
- 2 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、および暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対して指導、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、県は、青少年の育成に携わる者に対し、職員の派遣、情報の提供その他の必要な支援をするものとする。

（暴力団の威力を利用することの禁止）

第 11 条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団員を利用し、または暴力団の威力を利用してはならない。

1 趣旨

市民等が暴力団の威力を利用すること全般を禁止するものです。

2 解説

(1) 市民等が市民生活等において、暴力団の威力を自己の利益のために利用することは、市民等が一丸となって暴力団の排除を進めていくことへの裏切りともいえる行為であり、暴力団の威力を利用することを禁止したものです。

(2) 「威力」とは、人の意思を制圧するに足りる勢力であり、「暴力団の威力」とは、暴力団に所属していることにより発生する影響力をいいます。

(3) 「暴力団の威力を利用」とするとは、自己に有利なようにそれを活かすことであり、単に暴力団が暴力的行為を第三者にすることではなく、そうした行為が自己のためになされていることなどを直接、間接に他者に認識させることです。例えば、暴力団が近隣住民とのトラブルを抱えている市民のために当該近隣住人に嫌がらせをすることは、暴力団による「暴力団の威力の行使」に当たりますが、その住民が「これは近隣のトラブルの関係でやられた。」と認識すること(トラブルを抱えている市民がそのように近隣住民に認識させること)が「暴力団の威力の利用」です。また、市民自らが相手方に対し、「自分のバックには暴力団がついている。」などといってトラブルの処理を有利に進めようとする 것도「暴力団の威力の利用」に当たります。

（利益の供与の禁止）

第 12 条 市民等は、暴力団員または暴力団員が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団員を利用し、または暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与(以下「利益の供与」という。)をすること。
- (2) 暴力団の活動または運営に協力する目的で、利益の供与をすること。

1 趣旨

市民等が、暴力団または暴力団が指定した者に対して金品や財産上の利益の供与を禁止することを規定するものです。

2 解説

(1) 市民等が行う財産上の利益の供与を禁止するものです。滋賀県暴力団排除条例においても、事業者がその行う事業に関して暴力団員等に対して財産上の利益の供与を行うことを禁止しています。

(2) 「暴力団の威力を利用」とは、第 11 条の解説(3)のとおりです。

(3) 「暴力団の活動」とは、違法・合法を問わず暴力団が行う活動全般をいいます。例えば暴力団が運営資金の獲得を目的に行う薬物の密売(違法な活動)、暴力団員による役務の提供(合法的活動)等が挙げられます。

(4) 「暴力団の運営に協力」することとなる利益の供与とは、暴力団組織の運営に結果として協力するような利益の供与をいい、例えば、暴力団によるおしぼり、門松、絵画等の販売に対して不当に多額の金銭を支払うことなどが該当します。

(5) 「暴力団員が指定した者」とは、暴力団員が市民等に対して利益の供与をする相手先として指定した自然人および団体をいい、その者が、利益の供与についての事情を知っているかどうかは問いません。例えば暴力団員が自己に対する資金提供を隠蔽する目的で、市民等をして、暴力団員に対して債権を有する者に、その暴力団員の名義で債務の支払いを行わせしめる行為等は、当該債権者が事情を知らなくても禁止されるべきです。暴力団員自らが利益の供与を受ける代わりに親族や債権者等の第三者にこれをさせるような脱法的な行為も禁止するものです。

(6) 「金品その他の財産上の利益」とは、金銭、物品のほか、有価証券、債務の免除、金銭・物品の貸与、労務の提供等であって、これを受ける者にとって財産的な利得がある一切のものをいいます。

(7) 「利益の供与」とは、相手方に金銭、物品等の利益を提供し取得させることをいいます。有償が無償かは問わず、また、物々交換など相当の反対給付を伴うものであっても、これに該当し得ることとなります。

滋賀県暴力団排除条例

（事業者からの利益の供与の禁止）

第14条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等または暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与(以下「利益の供与」という。)をすること。

(2) 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動または運営に協力する目的で、暴力団員等または暴力団員等が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等または暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務または情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

（委任）

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

1 趣旨

この条例に規定する事項の他に、施行に必要な事項がある場合、市長が定めることを規定するものです。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

1 趣旨

この条例の施行期日を定めるものです。

彦根市暴力団排除条例は平成 23 年 9 月 22 日に公布し、同日から施行しています。